

地域課題解決支援事業支援業務 公募型プロポーザル募集要項

1. 実施目的

本市では、市民の利便性や快適性を向上させるため、公民学連携による多様な取組みを推進している。地域課題解決支援事業は、市民サービスの向上や、イノベーションによる新たなビジネスの創造を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題を市が提示し、市と民間事業者等が協働で実証実験（協働事業）を実施するものである。

本事業を効果的・効率的に行うため、課題解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援、実証実験（協働事業）におけるファシリテートの補助及びプロジェクト管理を的確に行うことができる支援事業者（以下、受託者）を募集する。

2. 業務概要

(1) 業務名

地域課題解決支援事業支援業務

(2) 業務内容

別添「地域課題解決支援事業支援業務仕様書」のとおり

(3) 予定契約期間

令和 6 年（2024 年）4 月 1 日～令和 7 年（2025 年）3 月 31 日

(4) 委託料の上限

5,160,000 円（消費税および地方消費税含む）

(5) 担当部局

都市経営部 経営戦略課

3. 参加資格

本案件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記の全ての要件を満たすものとする。複数の事業者が共同で提案する場合（以下「共同事業体」という。）も同様とする。ただし（2）及び（3）は共同事業体の幹事会社が少なくとも満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の

施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 共同事業体にあたっては、共同事業体の構成員が単体業者又は他の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加しないものであること。

4. 日程（いずれも、令和 6 年（2024 年））

- ・募集要項等の公表 1 月 30 日（火）※市ホームページに掲載
- ・質問事項の締切 2 月 6 日（火）17 時まで(必着)
※質問は【様式 2】にてメールで受け付け、質問への回答は、市のホームページに掲載する。個別には回答しない。
- ・質問事項への回答 2 月 9 日（金）予定
- ・企画提案書等提出期限 2 月 19 日（月）16 時まで(必着)
- ・第一次審査（書類審査） 2 月 21 日（水）予定
※応募事業者が 5 者以上あった場合のみ実施
- ・第二次審査（プレゼンテーション） 2 月 26 日（月）予定
※当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、通知
- ・審査結果の通知予定日 3 月上旬

5. 企画提案書

参加者は、本要項及び別紙「地域課題解決支援事業支援業務仕様書」に基づき、下記のとおり本案件に関する企画提案書を作成すること。

(1) 提出書類の種類

No	提出書類	留意事項	様式
1	プロポーザル参加 表明書	正本1部のみ提案者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている印。以下同じ）を押印。副本は複写可。	様式1
2	企画提案書	次のとおり企画提案を求める。 ① 事業概要 ・本事業実施にあたっての基本的な考え方、目的、効果 ・本事業実施における取組み内容（地域課題の選定・民間事業者等の募集・選考、実証実験（協働事業）のファシリテートの補助、広報活動支援、職員の育成） ・本事業実施にあたっての強み ② スケジュール ③ 本事業を効果的に推進するための提案	任意
3	業務実施体制調書	本業務を担当する体制を記載すること	様式3
4	業務経歴書	類似する事業実績等を記載すること	様式4
5	団体の概要書 （企業概要など）	連絡先（担当者氏名、電話・FAX番号、メールアドレス）を記載すること。	任意
6	見積書	本プロポーザルにおける提案の見積価格	任意
7	処分歴等の確認書	・公募日から過去3年以内の処分歴等の確認書を確認すること。	様式5

(2) 提出期限

令和6年（2024年）2月19日（月）16時必着

※提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする

(3) 提出方法

PDF形式のデータファイルで、以下のいずれかで提出すること。提出後は、事務局に対し提出書類のダウンロードについて確認すること。

- ・メールにて提出

※オンラインストレージ等を使用しない場合はファイルサイズ10MBまで。

- ・大容量送受信システムにて提出

希望する場合は、事務局へ連絡をすること。プロポーザル参加表明書【様式1】に記載のメールアドレスに対し、大容量送受信システムのID等を送付する。

その ID 等を使用し、企画提案書等を提出すること。

※プロポーザル参加表明書の正本については、メールにてデータを送付したうえ、
原本は、第二次審査当日に提出すること。

(4) 提出先

下記「10. 応募先、質問先及び問い合わせ先」を参照

6. 選定方法

(1) 審査方法

市職員で構成する審査委員会を設置し審査する。応募事業者が5社以上あった場合のみ、事前に第一次審査(書類審査)を行う。提案書及び提案書に基づく第二次審査(プレゼンテーション)を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。第二次審査(プレゼンテーション)の結果、全体配点の50%未満の提案者は、順位が1位の場合であっても優先交渉権者とししない。得点と同じ場合は、当委員会として最終合議のうえ一本化した審査結果を確定する。第二次審査(プレゼンテーション)の日程等は以下の通り。

① 日程：令和6年(2024年)2月26日(月)

※ 当日の時間、場所等は、第一次審査終了後、通知

② 発表時間は各提案者につき30分(プレゼンテーション15分、質疑・応答15分程度)とする。

③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。

④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2) 評価項目

項目	詳細	配点	視点
1. 体制・実績 (20点)	会社概要 体制	10	○本事業を円滑に実施できる運営体制であるか ○市と連携・情報共有しながら種々の課題を解決し、改善することに積極的か
	実績	10	○類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2. 企画提案内容 (70点)	プロジェクトマネジメント力	15	○事業計画全体の実効性・実現性 ○目的に沿った事業提案となっているか ○予定履行期間内の業務工程が詳細で、着実なスケジュールが組まれているか

項目	詳細	配点	視点
			○庁内課題をヒアリングし、適切な解決手法へ整理するための幅広い知見を持っているか
	実証実験 (協働事業) 遂行能力	15	○実証実験(協働事業)の効果的なファシリテートを行う手法など、市や民間事業者等の特性を含めた必要な知識やノウハウを有しているか ○実証実験(協働事業)を進めるにあたり、先行事例の紹介や必要なアドバイス等の取組み支援を行うことができるか ○実証実験(協働事業)の効果検証を行い、次年度以降の取組みのアドバイスが期待できるか ○プロジェクト遂行にあたり、担当者が必要な知識やノウハウを有しているか
	民間事業者等の募集・選考	10	○効果的な手法で、民間事業者の募集を行い、多くの応募を見込むことができるか ○実証実験(協働事業)事業者の選考にあたり、必要な知識を有しているか
	広報活動支援	10	○効果的な広報活動のノウハウや仕組みを有しているか
	職員の人材育成	10	○市職員の公民学連携のノウハウの蓄積・スキル向上につながる提案内容となっているか
	改善・向上策	10	○本事業の改善・向上にかかる提案全般
3. 見積金額 (10点)		10	○見積額については相対評価とする
4. 処分歴		内容に応じて減点	
合計(100点)		100	

(3) 審査結果の通知と公表

- ・結果は3月上旬に参加資格を満たした全ての提案者に対して文書で通知する。
 - ・豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。
 - ・市ホームページにおいて結果公表を行う。公表内容は次のとおり
 - ① 件名
 - ② 履行期間
 - ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
 - ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
 - ⑤ 選定理由
 - ⑥ 採点結果
 - ⑦ 担当課
 - ⑧ その他（受託候補者と最高評価点者が異なる場合は、その理由）
- ※応募者が2者の場合は、次点者の採点結果の合計点は公表しない。

7. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2) 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3) 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5) 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (7) 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格と認めた場合

8. 契約について

- ・優先交渉権者は、採択された提案をもとに本市と詳細を協議するものとする。協議の結果、契約内容と仕様等については、採択された提案と変更が生じることがある。
- ・本業務の受託者は本市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く）

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2) 提案書類は、返却しない。
- (3) 応募者の申出による提出期限意向の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6) 提案参加申込書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに事務局まで連絡するとともに、参加辞退届【様式6】を文書で豊中市長あてに提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

10. 応募先、質問先及び問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

豊中市 都市経営部 経営戦略課

T E L : 06-6858-2745 F A X : 06-6858-4111

E-mail : souzou@city.toyonaka.osaka.jp

担 当 : 山田・岡田・安藤